

## 1 自治基本条例一覧(平成24年4月1日～平成25年4月1日施行)

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日
1	大和郡山市	奈良県	自治基本条例	平成24年4月1日
2	中標津町	北海道	自治基本条例	平成24年4月1日
3	士別市	北海道	まちづくり基本条例	平成24年4月1日
4	久喜市	埼玉県	自治基本条例	平成24年4月1日
5	大分市	大分県	まちづくり自治基本条例	平成24年4月1日
6	坂井市	福井県	まちづくり基本条例	平成24年4月1日
7	瑞穂市	岐阜県	まちづくり基本条例	平成24年4月1日
8	近江八幡市	滋賀県	協働のまちづくり基本条例	平成24年4月1日
9	草津市	滋賀県	自治体基本条例	平成24年4月1日
10	庄原市	広島県	まちづくり基本条例	平成24年4月1日
11	丹波市	兵庫県	自治基本条例	平成24年4月1日
12	大空町	北海道	自治基本条例	平成24年6月21日
13	米子市	鳥取県	自治基本条例	平成24年6月27日
14	川根本町	静岡県	まちづくり基本条例	平成24年7月1日
15	三田市	兵庫県	まちづくり基本条例	平成24年7月1日
16	七尾市	石川県	まちづくり基本条例	平成24年9月1日
17	泉南市	大阪府	自治基本条例	平成24年10月1日
18	東海村	茨城県	自治基本条例	平成24年10月1日
19	栃木市	栃木県	自治基本条例	平成24年10月1日
20	豊後大野市	大分県	まちづくり基本条例	平成24年10月1日
21	三好市	徳島県	まちづくり基本条例	平成24年10月1日
22	潟上市	秋田県	自治基本条例	平成25年1月1日
23	北上市	岩手県	自治基本条例	平成25年1月1日
24	八頭市	島根県	自治基本条例	平成25年1月1日
25	新ひだか町	北海道	まちづくり自治基本条例	平成25年1月7日
26	斜里町	北海道	自治基本条例	平成25年4月1日
27	栗山町	北海道	自治基本条例	平成25年4月1日
28	十和田市	青森県	まちづくり基本条例	平成25年4月1日
29	掛川市	静岡県	自治基本条例	平成25年4月1日
30	新城市	愛知県	自治基本条例	平成25年4月1日
31	糸島市	福岡県	まちづくり基本条例	平成25年4月1日
32	西脇市	兵庫県	自治基本条例	平成25年4月1日

## 2 防府市自治基本条例との比較

防府市自治基本条例に規定の無い事項	備考
<p>(1) 事業者の役割と責務に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、社会的責任を自覚し地域との調和を図りながら、まちづくりの推進に寄与する</li> </ul>	<p>防府市参画及び協働の推進に関する条例 (平成24年9月12日制定) 第7条に「事業者の役割」の規定有り</p>
<p>(2) コミュニティに関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民はコミュニティの重要性を認識し、その活動に主体的に参加する</li> <li>市はコミュニティの自主性・自立性を尊重し、必要な支援を行うよう努める</li> </ul>	<p>防府市参画及び協働の推進に関する条例 第5条に「地域コミュニティの役割」 第16条に「協働の推進」 第19条に「活動の支援」の規定有り</p>
<p>(3) 交流に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市外の人々との交流を図り、その経験をまちづくりに活かす</li> <li>まちづくりにおける国際交流の重要性を認識する</li> </ul>	
<p>(4) 子どもや青少年に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する</li> <li>まちづくりに参画しやすい環境づくりに努める</li> </ul>	
<p>(5) 推進機関に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この条例の実効性を確保するため〇〇会を設置する</li> <li>運用状況と見直しに関する事項を審議する</li> </ul>	<p>防府市自治基本条例第32条の見直しの規定に相当 防府市参画及び協働の推進に関する条例 第20条に協議会設置の規定有り</p>
<p>(6) 市民公益活動に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は自発的かつ自主的に行われる市民公益活動を尊重するとともにその活動を促進するための適切な措置を講じるよう努める</li> <li>市民は、市民公益活動に積極的に参加することを通じ、地域課題の解決に向け行動するよう努める</li> </ul>	<p>防府市参画及び協働の推進に関する条例 第6条に「市民活動団体の役割」 第16条に「協働の推進」 第19条に「活動の支援」の規定有り</p>
<p>(7) 自然に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との共生を基調としたまちづくりを推進する</li> <li>自然環境及び生活環境の保全に努めなければならない</li> </ul>	<p>防府市環境保全条例 (平成18年3月31日制定)</p>
<p>(8) 監査に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は適正で効率的な市政運営を確保するため、必要に応じて外部機関による監査を実施することができる</li> </ul>	<p>外部監査契約に基づく監査に関する条例 (平成12年9月29日制定)</p>
<p>(9) 出資団体に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市が出資、補助事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対し、その運営が適正かつ効率的に行われるよう指導及び助言を行わなければならない</li> <li>市は、必要に応じて、当該団体の業務及び財政状況等を公表する</li> </ul>	<p>防府市監査委員に関する条例 (昭和39年3月9日制定) 防府市監査事務処理規程 (平成20年12月25日制定) 外部監査契約に基づく監査に関する条例 (平成12年9月29日制定)</p>

1. 事業者に関する規定

<p>坂井市</p> <p>事業者の責務 第8条 事業者は、地域社会の構成員としての社会的責任を自覚し、地域との調和を図りながら、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めなければならない。</p>	<p>丹波市</p> <p>事業者の役割と責務 第7条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、住みよい魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。 2 事業者は、市民や市と連携、協働して地域課題の解決、災害時の相互支援等に取り組むものとします。</p>	<p>大空町</p> <p>事業者の社会的責任 第19条 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び町民の生活環境に配慮して、活動します。 2 事業者は、その社会的責任を認識し、町民が行う自治活動を尊重するとともに、従業員の活動参加にも配慮するなど、住みよい地域社会の実現に寄与します。</p>	<p>三田市</p> <p>事業者の責務 第13条 市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図るとともに、地域課題の解決に向けたまちづくりの取組みに努めなければなりません。</p>
<p>泉南市</p> <p>事業者の責務 第10条 事業者は、市民として責務を遵守することと併せ、社会的な責任を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るとともに、まちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりません。 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境と生活環境に配慮するよう努めなければなりません。</p>	<p>東海村</p> <p>事業者等の役割 第8条 事業者等は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するものとします。</p>	<p>栃木市</p> <p>事業者の責務 第13条 事業者は、その活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮し、地域との調和を図り、住みやすく、活力ある地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</p>	<p>三好市</p> <p>事業者の役割及び責務 第7条 事業者(市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)は、地域社会の一員として社会的責任を認識し、まちづくりに寄与するよう努めるものとする。</p>
<p>斜里町</p> <p>事業者の責務 第8条 町民等のうち、町内で事業活動を行う事業者は、その社会的責任を認識し、地域社会との協働、調和を図り、住みよいまちの実現に寄与するよう努めます。</p>	<p>栗山町</p> <p>事業者の役割 第9条 事業者は、社会的責任を認識し、地域との調和を図るとともに、暮らしやすい地域社会づくりに参加するよう努めます。</p>	<p>西脇市</p> <p>事業者の役割及び責務 第18条 事業者は、前条に規定する役割及び責務を有するほか、自らの社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益活動等への積極的な参加及び支援を行うよう努めるものとします。</p>	

2. コミュニティに関する規定

<p>坂井市</p> <p>コミュニティ活動 第29条 市民は、住みよい地域社会をつくるため、自主的に基礎的なコミュニティ(以下「基礎的コミュニティ」という。)の活動に参加し、その総意と協力により地域における課題の解決に向けて主体的に行動するよう努めなければならない。 2 市は、基礎的コミュニティの果たす役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な施策を講じなければならない。</p>	<p>久喜市</p> <p>コミュニティ 第21条 市の執行機関は、住みやすいまちの実現を目指し、コミュニティとの協働に取り組むよう努めるものとする。 2 市民は、よりよい地域社会の実現のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>コミュニティ活動への支援 第22条 市の執行機関は、コミュニティ活動を推進するため、別に条例で定めるところにより、必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>大分市</p> <p>地域コミュニティ 第29条 市長等は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性をいかしたまちづくりを推進するものとする。 2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。 3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。</p>	<p>瑞穂市</p> <p>コミュニティ活動 第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。 2 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。</p>
<p>大空町</p> <p>コミュニティにおける町民の役割 第23条 町民は、互いに助け合い安心して心豊かに生活することができる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織することができます。 2 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって参加し、これを守り育てます。</p>	<p>八頭町</p> <p>コミュニティ 第14条 地域の意思を反映し、豊かな地域社会づくりに自主的、自立的に取り組むコミュニティがまちづくりの推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限尊重します。 2 町は、協働によるまちづくりを進めるため、コミュニティの自主性、自立性を尊重し、その公益的、公共的な活動に対して、必要に応じて支援を行います。 3 コミュニティは、地域社会の担い手としてまちづくりに積極的に参加するよう努めます。 4 町民は、豊かな地域社会の実現のため、コミュニティの活動に積極的に取り組むよう努めます。</p>	<p>丹波市</p> <p>コミュニティのあり方 第14条 自治会は、暮らしやすい地域社会を築くため身近な範囲で市民により自主的につくられた基礎的自治組織(以下「コミュニティ」といいます。)として、市民生活に必要な諸活動に自発的に取り組むものとします。 2 コミュニティは、多くの地域住民を構成員とする地域の総合的な自治組織としての役割と責任を自覚し、自治協議会の主たる担い手として参画するよう努めるものとします。 3 市民は、地域に生活するものとしてコミュニティが行う自治の活動に積極的に参加し、交流しながら相互に助け合うとともに、地域の課題を共有し、解決に向けて取り組むよう努めるものとします。 4 コミュニティは、住民の合意により透明かつ民主的に運営されなければなりません。 5 市は、コミュニティの果たす役割を認識するとともにその自主性・自律性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じるものとします。</p>	<p>泉南市</p> <p>コミュニティ活動 第11条 市民は、コミュニティ活動に積極的に参画し、交流を重ねながら地域課題に取り組むよう努めます。 2 市民は、コミュニティ活動を展開していく中で、新たな人材の育成とともに参画しやすい開かれた体制づくりに努めます。 3 市民は、地域の絆を深めてより広域的な地域課題の解決に取り組むため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織を設置することができます。 4 市は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、協働して地域課題の解決に取り組むとともに、その活動を守り育てるため必要な支援に努めなければなりません。</p>
<p>栗山町</p> <p>地域コミュニティ 第24条 町民は、自治の担い手となる地域コミュニティの重要性を認識し、その活動に参加するよう努めます。 2 町は、地域コミュニティの自主性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を必要に応じて支援します。</p>	<p>川根本町</p> <p>コミュニティにおける町民の役割 第15条 わたくしたち町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的にまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、かかわりあって地域の課題を共有し、解決に向けて行動します。</p>	<p>近江八幡市</p> <p>地域コミュニティ 第28条 市民は、地域のなかで安心して心豊かに生活することができるよう自治会等の基礎的な地域コミュニティの活動を通じて互いに助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。 2 市は、前項に規定する地域コミュニティの役割を尊重するとともに、適切な支援策を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>三田市</p> <p>地域コミュニティ 第20条 市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識するとともに、地域コミュニティを守り育てるよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。 3 市長等は、各市民センター等を拠点として、市民と共に地域における課題の解決を図ります。</p>
<p>新ひだか町</p> <p>コミュニティ 第5条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めます。 2 町民等、議会及び行政は、様々なコミュニティを互いに支え、その活動を尊重します。</p>	<p>町とコミュニティのかかわり 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため必要に応じて支援します。</p>	<p>近江八幡市</p> <p>地域コミュニティ 第28条 市民は、地域のなかで安心して心豊かに生活することができるよう自治会等の基礎的な地域コミュニティの活動を通じて互いに助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。 2 市は、前項に規定する地域コミュニティの役割を尊重するとともに、適切な支援策を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>三田市</p> <p>地域コミュニティ 第20条 市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識するとともに、地域コミュニティを守り育てるよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。 3 市長等は、各市民センター等を拠点として、市民と共に地域における課題の解決を図ります。</p>
<p>斜里町</p> <p>コミュニティ活動 第29条 町民、議会及び行政は、豊かな地域社会の形成のため、コミュニティの自主的かつ、自律的な活動を尊重し、守り育てるよう努めます。</p>	<p>コミュニティと子どものかかわり 第17条 わたくしたち町民は、まちづくり活動において、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。</p>	<p>近江八幡市</p> <p>地域コミュニティ 第28条 市民は、地域のなかで安心して心豊かに生活することができるよう自治会等の基礎的な地域コミュニティの活動を通じて互いに助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。 2 市は、前項に規定する地域コミュニティの役割を尊重するとともに、適切な支援策を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>三田市</p> <p>地域コミュニティ 第20条 市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識するとともに、地域コミュニティを守り育てるよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。 3 市長等は、各市民センター等を拠点として、市民と共に地域における課題の解決を図ります。</p>
<p>潟上市</p> <p>コミュニティ活動 第10条 自治会等のコミュニティは、市及びその他の組織と協働して、安心して暮らすことのできる地域づくりに努めます。</p> <p>コミュニティ活動への支援 第11条 市は、まちづくりを推進する上で自治会等のコミュニティが果たす役割の重要性を認識し、その活動の支援に努めます。</p>	<p>コミュニティと子どものかかわり 第17条 わたくしたち町民は、まちづくり活動において、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。</p>	<p>近江八幡市</p> <p>地域コミュニティ 第28条 市民は、地域のなかで安心して心豊かに生活することができるよう自治会等の基礎的な地域コミュニティの活動を通じて互いに助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。 2 市は、前項に規定する地域コミュニティの役割を尊重するとともに、適切な支援策を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>三田市</p> <p>地域コミュニティ 第20条 市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識するとともに、地域コミュニティを守り育てるよう努めます。 2 市民は、地域コミュニティの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。 3 市長等は、各市民センター等を拠点として、市民と共に地域における課題の解決を図ります。</p>

3. 交流・連携に関する規定

<p>中標津町</p> <p>国内外との交流 第36条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々や団体との交流を深め、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、得た経験、知識及び技術を活かし、町民が主体の自治の確立に取り組みます。</p>	<p>士別市</p> <p>市外の人々との連携・協力 第36条 市民・議会・行政は、まちづくりの様々な取り組みによって築かれた関係を大切に、住みよく豊かな士別市をつくるため、あらゆる分野において、市外の人々との連携・協力を努めます。</p>	<p>新ひだか町</p> <p>交流 第29条 町民、議会及び行政は、姉妹都市をはじめ、国内外に住む様々な人々とのつながりを大切に、経済、教育、文化、スポーツその他あらゆる分野における活動や交流を通じて、その知恵や考えを学び、これをまちづくりに活かしていきます。</p>	<p>西脇市</p> <p>国際及び国内交流 第41条 市民及び市は、平和と人権を重んじる国際社会の一員であることを自覚し、環境や経済、文化、教育など各分野において、国内及び海外の自治体、市民団体等との交流及び連携に努めるものとします。</p>
<p>斜里町</p> <p>国内外の人々との交流 第40条 町民等、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によってもたらされる情報や知恵を生かしたまちづくりを進めます。</p>	<p>栗山町</p> <p>国際交流 第36条 町は、各種分野における国際的な交流と連携に努め、その成果を町民に公表します。</p>	<p>大空町</p> <p>国内外の交流 第48条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によって生じる経験、知識、技術等を大空町の自治の推進に生かすよう取り組みます。</p>	<p>庄原市</p> <p>国際交流の推進 第17条 各主体は、まちづくりにおける国際交流の重要性を認識し、世界の人々や団体等と交流および連携を図るよう努めるものとします。</p>
<p>泉南市</p> <p>市外の人々との交流 第32条 市民及び市は、あらゆる分野における活動を通じて市外の人々と交流し、その人々の知恵や善意、提言をまちづくりに活用するよう努めます。</p> <p>国際交流 第33条 市民及び市は、これからのまちづくりにおいて国際社会との関係や国際的な視点が重要であることを認識し、積極的に国際交流を促進するよう努めます。 2 市は、関西国際空港と連携及び協力して、世界の人、モノ、情報の交流拠点となる国際都市にふさわしいまちづくりを進めます。</p>	<p>栃木市</p> <p>交流 第15条 市民は、様々な活動を通じて市外の人々と積極的な交流を図ることが期待され、その経験をまちづくりに活かすよう努めるものとする。</p> <p>国際交流 第43条 市は、国際交流の輪を広げ、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。</p>	<p>豊後大野市</p> <p>海外の自治体等との連携及び国際交流の推進 第33条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通都市問題への取組、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行います。</p>	<p>八頭町</p> <p>町外の人々との交流 第29条 町民と町は、各分野におけるさまざまな取り組みを通じて、町外の人々との交流を図り、そこで得た経験や知恵、意見をまちづくりに活かします。 2 町民と町は、海外の自治体、市民活動団体等との交流を図り、相互理解の推進、共通する課題、平和、人権等の世界規模の諸問題への取組を行います。</p>

4. 子どもや青少年に関する規定

<p>中標津町</p> <p>町民参加の機会の確保 第8条 議会及び行政は、満20歳未満の青少年及び子どもに対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加の機会を確保します。</p>	<p>泉南市</p> <p>こどもの権利保障 第8条 市は、こどもがまちづくりに関する意見を表明、表現することができる機会を積極的に設けるとともに、その意見を尊重するよう努めなければなりません。</p>	<p>栃木市</p> <p>青少年や子ども 第12条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢等に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。</p>	<p>新城市</p> <p>子ども 第7条 子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p>
<p>土別市</p> <p>満20歳未満の青少年や子どもの権利 第6条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法でまちづくりに参加する権利を有します。</p>	<p>坂井市</p> <p>子どもの権利 第9条 子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、自発的にまちづくりに参画する権利を有する。</p>	<p>潟上市</p> <p>満20歳未満の市民の権利 第8条 満20歳未満の市民は、年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有します。</p>	
<p>斜里町</p> <p>子どものまちづくりへの参加 第24条 次世代の担い手である子どもは、社会の一員として尊重され、それぞれの年齢に応じてまちづくりに関わるすることができます。 2 町民、議会及び行政は、子どもがまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。</p>	<p>栗山町</p> <p>子どもの権利 第7条 次代を担う子どもには、年齢に応じた方法により、町政に関する情報を知る権利と、町政に参加する権利があります。 2 町は、前項の権利を保障するため、子どもの主体性を尊重した参加機会の充実を図ります。</p>	<p>十和田市</p> <p>子どもの権利等 第5条 子どもは、その年齢に応じてまちづくりに参加する権利があります。 2 私たちは、すべての子どもの人権を守るとともに、子どもが健やかに育つ環境を作るように努めます。 3 私たちは、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるように、子どもの意見に耳を傾け、まちづくりに活かすように努めます。 4 私たちは、すべての子どもに日頃から愛情を持って接し、地域の中で守り育てます。</p>	<p>大和郡山市</p> <p>青少年及び子どもの権利 第7条 青少年及び子ども(未成年の市民をいう。以下同じ。)は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、まちづくりに参加、参画することができる。 2 市民及び市は、青少年及び子どもがまちづくりに参加、参画するための環境づくりに努めなければならない。 3 市民及び市は、青少年及び子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。</p>

5. 推進機関に関する規定

<p>中標津町</p> <p>中標津町自治推進会議 第38条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町自治推進会議(以下「推進会議」という。)を設置します。 2 推進会議は、町長の諮問に応じ審議し、答申します。 3 推進会議は、次の事項について意見を述べることができます。 (1) この条例に基づく、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項 (3) この条例の推進に関する基本的な事項 4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めま</p>	<p>久喜市</p> <p>自治基本条例推進委員会の設置 第27条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、別に条例で定めるところにより、久喜市自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。 2 市長は、この条例の運用状況を検証するとともに、見直す必要が生じたときは推進委員会に諮り、適切な措置を講じるものとする。</p>	<p>瑞穂市</p> <p>まちづくり基本条例推進委員会 第21条 まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。 3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。 4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めま</p>	<p>近江八幡市</p> <p>近江八幡市協働のまちづくり推進委員会 第15条 この条例に基づき、市民及び市が協働によるまちづくりを推進していくため、近江八幡市協働のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。 2 委員会は、次の事項について調査審議します。 (1) この条例の検証及び見直しに関すること。 (2) 基本計画の策定、検証及び見直しに関すること。 (3) 協働のまちづくりを推進するための施策の評価に関すること。 (4) その他協働のまちづくりを推進するために市長が必要と認めること。 3 委員会は、前項に定める事項に関して市長に意見を述べることができます。 4 その他委員会の運営について必要な事項は、別に規則で定めま</p>
<p>大空町</p> <p>大空町民自治推進委員会 第49条 町長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として大空町民自治推進委員会(以下「町民委員会」という。)を設置し、必要な意見を求めま 2 町長は、4年を超えない期間ごとに、条例の見直し等について町民委員会に諮問します。 3 町民委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申します。 4 町民委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。 (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項 (3) 大空町の自治の推進に関する事項 5 町民委員会は、委員10人以内をもって組織します。 6 委員の任期は2年とし、2回まで再任できます。 7 町民委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めま</p>	<p>東海村</p> <p>自治基本条例推進委員会の設置 第31条 村長は、この条例の実効性を確保するため、自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。 2 推進委員会に関し必要な事項は、別に定めま</p>	<p>栃木市</p> <p>市民会議 第44条 この条例の実効性を高めるとともに適切な運用を図るため、市の附属機関(以下「市民会議」という。)を設置する。 2 市民会議は、市民を中心に構成し、公募による委員を一定数以上含まなければならない。 3 市民会議は、次に掲げる事項について検証し、市長に報告するものとする。 (1) この条例の施行状況等及びこの条例の改善に関する事項 (2) その他市長が必要と認める事項 4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、報告された事項及び講じた措置について、市民に公表しなければならない。 5 前各項に定めるもののほか、市民会議に必要な事項は、別に条例で定め</p>	<p>新城市</p> <p>市民自治会議の設置等 第24条 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民自治会議を設置します。 2 市長は、この条例に関することについて、市民自治会議に諮問することができます。 3 前2項に規定するもののほか、市民自治会議の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定めま</p>

6. 市民活動に関する規定

<p>坂井市</p> <p>市民公益活動</p> <p>第31条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で地域の社会活動に寄与する市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市民は、市民公益活動の意義を理解し、必要な協力又は支援に努めるものとする。</p>	<p>七尾市</p> <p>市民活動</p> <p>第24条 市民は、より魅力的で活力のある地域社会をつくるため、個人又は団体が行う市民活動への参加を通じて、まちづくりに努めるものとする。</p> <p>2 行政は、市民活動を尊重するとともに、市民活動を行う市民に対して適切な支援を行うものとする。</p>	<p>掛川市</p> <p>市民活動</p> <p>第25条 市民活動団体等(市内でまちづくりに関する活動を行う団体又は個人で、営利を目的とせずに活動するもの(自治区及び地区を除く。)をいう。以下同じ。)は、自主性及び自立性に基づき活動を行うとともに、広く市民等に関かれた組織体制を整備するよう努めるものとする。</p>
<p>近江八幡市</p> <p>市民公益活動</p> <p>第29条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努めなければなりません。</p>	<p>北上市</p> <p>市民活動</p> <p>第28条 市民は、社会における様々な課題の解決や安全安心な市民生活を実現することなどを目的とする市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の市民活動を尊重するとともに、積極的に推進するものとする。</p>	<p>新城市</p> <p>市民活動団体</p> <p>第8条 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う市民活動団体は、互いに連携し、行政区等と力を合わせてまちづくりに努めるものとしします。</p>
<p>丹波市</p> <p>市民公益活動</p> <p>第20条 市民は、自発的かつ自主的な意志に基づき、広く市民生活の向上を目的とする非営利で公益的な活動(以下「市民公益活動」といいます。)を立ち上げ、又は参加することにより新しい公共の担い手として活動することができます。</p> <p>2 市民公益活動は、多様な主体と積極的に協働し社会的課題の解決に向け行動するよう努めるものとしします。</p> <p>3 市は、市民公益活動の役割と主体性を尊重するとともに、研修の実施並びに情報及び活動拠点の提供その他活動を促進するために適切な措置を講じなければなりません。</p> <p>4 市民公益活動の促進に関する必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>大和郡山市</p> <p>市民公益活動の推進</p> <p>第25条 市民は、自治会等の地域活動団体及びボランティア、NPO等の目的別非営利活動団体の行う市民公益活動に関心を持ち、積極的な参画を通じ、地域の課題を共有し、解決に向け行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、自発的かつ自主的に行われる市民公益活動を尊重するとともに、人材育成、物資、情報の提供等その活動を推進するための適切な支援を講じなければならない。</p> <p>3 市民は、一定のまとまりのある地域内において、地域活動団体を中心とする多様な主体により構成される市民公益活動を行う組織を結成することができる。</p>	<p>西脇市</p> <p>市民公益活動</p> <p>第15条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利かつ公益的な市民 団体の活動(以下「公益活動」といいます。)を尊重するとともに、必要に応じその活動に対して支援を行うものとしします。</p>

7. 自然に関する規定

川根本町	三好市	栃木市	糸島市
<p>自然との共生の原則 第5条 わたくしたち町民は、みどり豊かな自然を守るため、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に取り組み、人と自然との共生を基調としたまちづくりを推進します。</p> <p>自然環境を意識したまちづくりの推進 第13条 わたくしたち町民は、自然環境に対して常に関心を持ち、それを後世に引き継ぐよう努めます。</p>	<p>自然環境に配慮したまちづくり 第21条 市民は、自然環境の保全に努め、良好な生活環境の維持に努めなければならない。 2 事業者は、主体的に自然環境の保全に努めなければならない。</p>	<p>自然との共生の原則 第6条 まちづくりは、人と自然との共生を基調として推進しなければならない。</p>	<p>行政区の役割 第19条 行政区は、住民の連携により、自然環境及び生活環境の保全等の推進に努めなければならない。</p> <p>自然環境及び文化の保全・活用・継承 第27条 市民及び市は、協働によって、本市のたいせつな財産である自然環境及び文化を保全し、活用し、後世に受け継がれるよう努めなければならない。</p>

8. 監査に関する規定

大和郡山市	三田市	豊後大野市
<p>外部監査 第16条 市は、公平、公正で、効率的かつ効果的な市政運営を確保するため、必要に応じて専門性及び独立性を有する外部機関による監査を実施することができる。 2 前項の監査は、その結果を公表するものとする。 3 前2項に関することは、別に定める。</p>	<p>監査制度 第39条 市議会及び市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査制度の充実を図らなければならない。</p>	<p>監査 第28条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査や市の事務執行の監査を行うに当たり、事務事業の適応性及び妥当性のほか、経済性、効率性、有効性の評価等を踏まえて行います。</p>
<p>丹波市 外部監査 第38条 市長等は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>栃木市 外部監査制度 第33条 市は、適正で効率的かつ効果的な市政運営を確保するため、法令の定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を実施するものとする。</p>	<p>潟上市 外部監査 第26条 市は、適正で効率的な財政運営の確保のため、必要に応じて外部監査人に監査を行わせることができます。</p>

9. 出資団体等に関する規定

大和郡山市	豊後大野市	栃木市
<p>出資法人等に対する指導 第17条 執行機関は、市が出資し、若しくはその運営のため補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資法人等」とする。)に関して、当該団体の業務及び財政状況等を公表し、その運営が適正かつ効率的に行われるよう指導及び助言しなければならない。 2 執行機関は、出資法人等に対して、常にその目的、効果及び必要性を精査し、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>出資団体等 第22条 行政は、市が出資又は補助を行う団体等や公の施設の指定管理者等に対し、その目的が達成されるよう必要に応じて意見や助言など、適切な指導を行います。 2 行政は、本市が出資している団体等について、出資の必要性、経営状況等を検証し、これを市民に公表します。 3 行政は、補助金等を交付した団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けたときは、その苦情の内容を調査し、必要と認められたときは、当該団体等に対して意見や助言等を述べます。</p>	<p>出資団体等 第38条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じて、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。 2 市は、当該団体に対して、市の出資等の目的が適正かつ効率的、効果的に達成されるよう要請するとともに、必要な支援を行わなければならない。</p>